

(ウ) 共通施策

「(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策」参照。

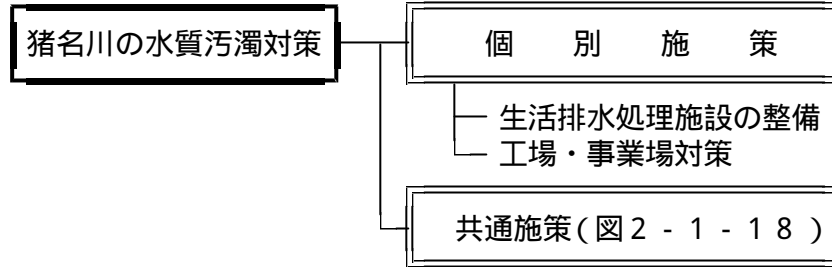


図2-1-13 猪名川のBODに係る水質汚濁対策の体系

(1) - 2 喜瀬川の水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

喜瀬川は、加古郡稲美町南西部に源を発し、稲美町、加古川市東部、播磨町を南下し、播磨灘に注ぐ延長約4.9kmの河川である。上流部は農業が盛んであり、中下流部は市街地で工場が点在している。

喜瀬川の水質汚濁の推移については、図2-1-14のとおりであり、近年、下水道整備の推進などにより水質は改善されてきたが、なお環境基準を若干上回っている。

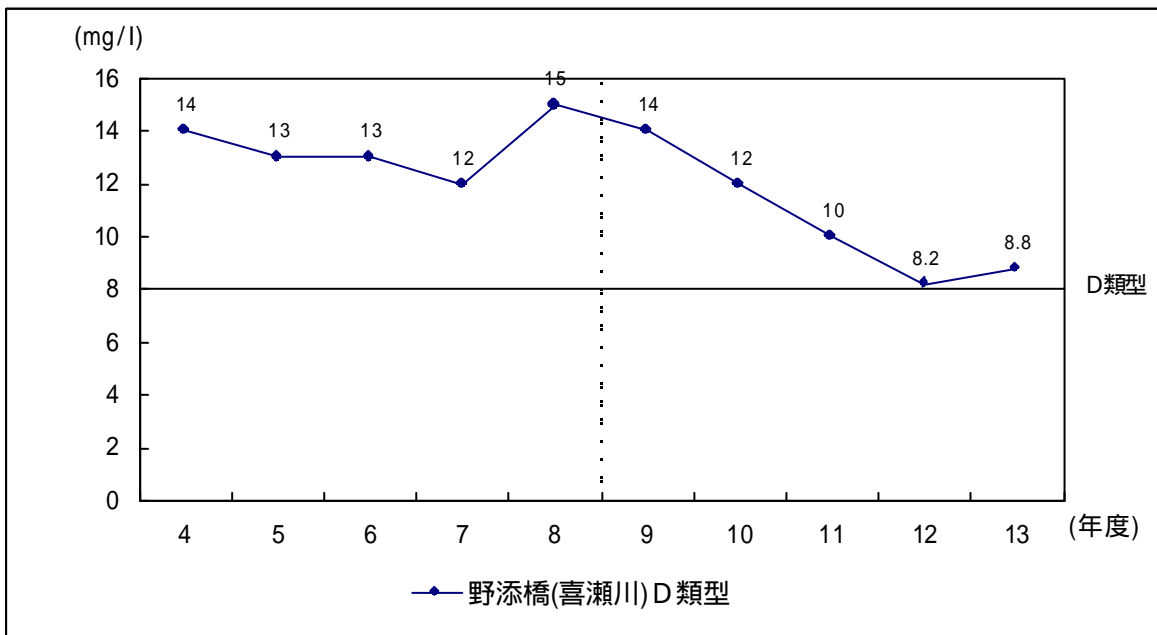


図2-1-14 喜瀬川の水質(BOD)の経年変化

イ 当該課題に係る要因分析

喜瀬川流域において発生するBOD汚濁負荷量を発生源別にみると、生活系81%、産業系5%、畜産系5%、その他系9%であり、生活系が最も大きな割合を占めている。

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

(7) 過去の施策の実施状況

A 生活排水対策

本流域において、県では、加古川下流域下水道の整備を推進している。平成13年度末現在の処理人口は、行政人口389百人に対し244百人であり、処理率は63%となっている。

B 工場・事業場排水対策

工場・事業場からの排水については、水質汚濁防止法及び同法第3条第3項の上乗せ条例に基づく濃度規制を行うとともに、瀬戸内海の水質保全を図るため、CODに係る水質総量規制により汚濁負荷量の削減を行ってきた。

C しゅんせつ事業

喜瀬川では、有機物質を多く含んだ汚泥による水質汚濁と悪臭を防止するため、表2-1-17のとおり河川のしゅんせつを実施した。

表2-1-17 河川のしゅんせつ状況

事業主体	水系名	河川名	期間	しゅんせつ土量(千m ³)
県	喜瀬川	喜瀬川	平成9年度～13年度	3.1

(注) 1 平成14年3月31日現在
2 県県土整備部調べ

(1) 過去の施策の評価分析

本流域における下水道処理人口の割合は、平成8年度は6%であったが、平成13年度は63%となっており、下水道整備の進展に伴い、水質は改善されている。

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(7) 達成目標

喜瀬川の環境基準点である野添橋において、環境基準の達成を図る。

(1) 個別施策

A 生活排水処理施設の整備

引き続き流域下水道の整備を進めることにより、下水道処理人口は平成13年度の244百人から平成18年度には350百人、処理率は88%になる見込みであ

る。

B 工場・事業場対策

流域下水道へ接続する事業場に対して、水質の監視・指導を徹底していく。

(ウ) 共通施策

「(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策」参照。

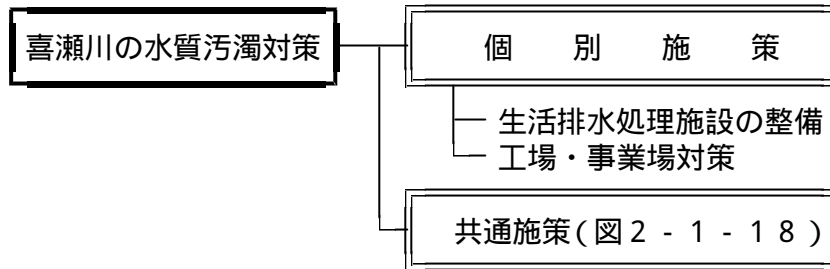


図2-1-15 喜瀬川のBODに係る水質汚濁対策の体系

(1) - 3 別府川の水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

別府川は、加古川の支流曇川から分派し、加古川市の中央部を縦断して播磨海域へ注ぐ延長約9kmの都市河川である。

別府川のBODの推移については、図2-1-16のとおりであり、近年、下水道整備の推進などにより水質は改善されてきたものの、環境基準は達成していない。

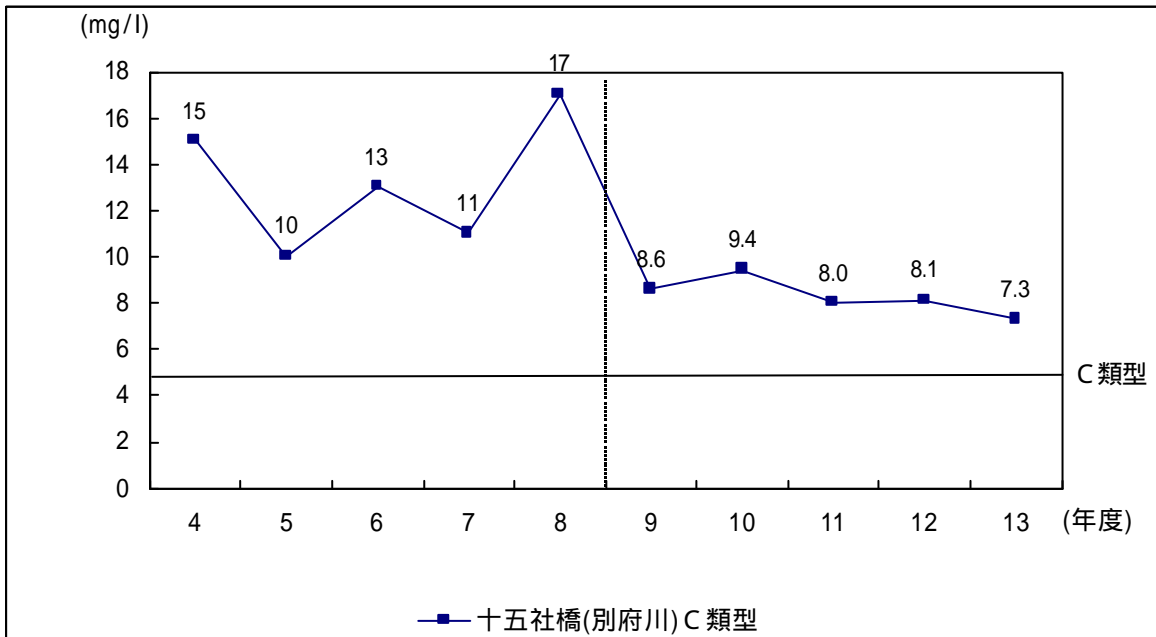


図2-1-16 別府川の水質(BOD)の経年変化